



県内で

高病原性鳥インフルエンザ が発生しました

高病原性鳥インフルエンザは

- **家きん**（鶏など卵や肉の生産目的で飼育する鳥類）など多くの鳥類が感染する病気です。
- 鳥類に対して強い病原性を示します。
- 鶏肉や鶏卵を食べることで人に感染した事例はありません。

家きんを飼育されている方は以下の取組に御協力をお願いします。

- **家きんの健康観察の徹底**
- **家きん舎への部外者の立入り禁止**
- **家きん舎の消毒**
- **異常が確認された場合の早期通報** など

【お問合せ先】 福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部

受付時間 （平日）8：30～21：00（土日祝日）9：00～17：15

【鳥インフルエンザ一般に関すること】 024-521-8027（農林企画課）

【人の健康相談に関すること】 024-521-7408（地域医療課）

【野鳥に関すること】 平日：024-521-7210（自然保護課）

土日祝日：0243-24-6631（野生生物共生センター）

【周辺養鶏場の経営相談に関すること】 024-521-7344

-7336（農業振興課）

↓ **家きんに異常が確認された場合は管轄の家畜保健衛生所へご連絡ください↓**

福島県中央家畜保健衛生所 0247-57-6131（管轄：県中、県南、いわき地方）

福島県県北家畜保健衛生所 024-531-1301

福島県会津家畜保健衛生所 0242-25-0599

福島県相双家畜保健衛生所 0244-24-3451

受付時間 **平日・土日祝日問わず24時間体制**